

# 常識にとらわれない発想と実践

ある介護事業者の事例

(株)葵経営コンサルタンツ 中島 和人

「2017年は1973年以来44年ぶりの高水準」などとマスコミでも取り上げられた昨今の高い有効求人倍率が話題となっています。愛知県も深刻な状況であり、なかでも名古屋地区の有効求人倍率は、昨年12月の数値で、2.57倍（「最近の雇用情勢」より）と高い数値を示しています。そんななか「三越伊勢丹ホールディングス」では、名古屋を含む14の店舗が、働きやすい職場づくりという目的もあり、いままで1月2日に行っていた初売りを今年は3日からとするなど、売上げの減少につながりかねない施策を打たねばならぬほど人手不足は深刻のようです。

介護業界の現状はさらに厳しく、「介護サービスの職業」の求人倍率は愛知県では6.11倍（昨年11月数値）と異常とも言える数値となっています。介護は社会的意味合いの高いやりがいのある仕事ですが、給与が安く、将来性が乏しく、精神的にも肉体的にもきつい仕事と社会的には認識され、サービス利用者の増加に反して就業志望者が少なく、多くの事業者が人材採用に苦戦しています。そんななか興味深い戦略を実践して成果を上げている介護事業者を書籍※にもとづきご紹介したいと考えます。

その企業は、1都3県で54カ所の訪問介護事業所などを展開し、成長著しい株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ（以下ケアリッツ）です。特筆すべきは、総勢900人の従業員の85%を正社員が占めていることで

す。多くの訪問介護事業所は、人件費を変動費化するために、非正規雇用の登録ヘルパー（完全出来高給）でサービス提供をするのが一般的です。しかし人材の質がそろいにくく、勤務時間が確定していないため営業活動に障害がでるといったデメリットもあります。また需要があっても人手が足りないため事業機会を活かせない状況でもあります。

そこでケアリッツは、仕事の生産性を高めることで給与を上げ、組織の規模を拡大することで将来に希望を与えることが出来るなら、人が集まり、事業機会を掴めると考え、夜勤のない訪問介護事業を展開しました。

具体的な施策として、新卒採用、明確なキャリアパスと昇進制度の構築、教育・研修の充実、介護に集中できるよう報酬請求等の雑務を行う本部機能の整備を打ちだし、その結果、○教育を受けた責任感の強い正社員比率の高まりとともに、商品力が高まり、稼働率、営業力、サービスの質が向上。○生産性が高まり業界平均の金額を大きく上回る給与額の支給が可能に。○組織の拡大により多様なキャリアパスが整備され従業員の将来への希望が醸成されることとなり、今日利用者が増え、事業の発展に繋がっています。

「訪問介護＝登録ヘルパー」といった常識にとらわれることのない「発想」と論理を基盤とした「実践」はどの業種であっても参考となる事例と考えます。

※「介護危機」宮本剛宏 プレジデント社 2017

# 2018年のIT（ICT）トレンド

株式会社コスモシステム 佐藤 修

IDCジャパン株式会社（IT業界の調査コンサルティング会社）、以下IDC、による2018年のITトレンドをいくつかご紹介いたします。

・働き方改革へのICT（Information & Communication Technology）活用  
労働生産性の向上や柔軟な働き方の必要性が企業で高まり、働き方改革に向けたICT市場が成長する

IDCによりますと、現状では、目標達成に必要なICTツールの判別、さらに導入までのマイルストーンを描いている企業は限られています。しかし、トップのリーダーシップにより、ICTツールを活用することで成功している企業は、確かに存在しているようです。

・クラウド2.0  
発展が続くクラウドは第2世代（クラウド2.0）に進化し、IT変革が加速する

クラウド2.0とは従来のクラウドサービスに、「高信頼」・「寡占化」・「インテリジェント」・「分散」の要素を統合した概念のことです。このうち、特に注視すべき動向が「分散」とそれに関連して発展する「DevOps／誰もが開発者」です。DevOpsとは開発者と運用者が協力してソフトウェアを開発する手法の一つで、これを用いて非エンジニアがアプリケーションを作る動きが海

外では進んでいるようです。さらに、IDCの調査によると、クラウドに対する期待は「コスト削減」よりも「セキュリティ強化」であることが判明しました。

以前はクラウド導入の阻害要因だったセキュリティが、今では促進要因になっており、企業の意識が大きく変わってきています。

・パーベイシブ（普及する）AI  
コグニティブ（認知）／AIシステムが普及期に入り、2018年は2017年の2倍に市場が拡大する

IDCの調査によると、拡大する用途としては、サービス業での専門家サービスの補助や製造プロセスの改善、チャットボット（自動会話機能）による自動受注プロセスの実行など、より具体的な業務補助の役割への拡大が見込まれる、としています。

加えて、レガシー（代替システムがある古い）システムでもAIが出現すると指摘しました。AI機能を実装したクラウドベースである「インテリジェントERP」が登場し、取引データ入力や経費精算、業績の予測精度が向上するといいます。2020年までに管理業務の15%を自動化することを目標としています。

横文字の多い業界ですが、今後も出来る限り日本語でお伝えできればと思います。

<出典：ビジネス+IT 渡邊聡一郎著>

# 民法改正（４） 貸貸借と保証人

弁護士 長谷川 留美子

民法改正シリーズ第４回は、貸貸借と保証人の問題を取り上げます。

## １ 保証人が個人るとき

以前このコーナーで、個人根保証は、保証人が責任を負う極度額を定めなければ無効とされる、とご紹介しました。貸貸借の保証は、貸貸借契約から今後発生するという「一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証」（根保証）にあたりますので、保証人が個人るときは、保証人が責任を負う極度額を定めなければ保証が無効とされてしまいます。極度額の定め方は、金〇円、賃料の〇か月分、などが考えられます。

極度額は限度額ですので、最終的にいくら責任を負うことになるのか確定するときが必要です。これを「元本の確定」といいます。個人根保証の元本の確定事由は、①債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき（ただし、強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限ります。）、②保証人が破産手続開始の決定を受けたとき、③主たる債務者又は保証人が死亡したときです。

注意すべきは③です。主たる債務者である賃借人が死亡すると、賃借人の地位はその相続人が承継し、賃料債務は発生し続けますが、保証人が責任を負うのは賃借人が死亡したときまでの債務のみで、その後の賃料債務については保証債務を負担しません。また、

保証人が死亡した場合は、その時点で賃料の不払い額があればその分だけは保証人の相続人が負担しますが、以後不払いが継続しても、保証人はいない状態となります。

## ２ 賃借人が事業者るとき

事業者が賃借人となり保証人を個人に依頼する場合は、「事業のために負担する債務が含まれる根保証を頼もうとするとき」にあたりますので、賃借人は保証人に対して、①財産及び収支の状況、②賃借人の債務以外に負担している債務の有無、その額、履行状況、③賃借債務の担保の内容などの情報を提供しなければなりません。賃借人がこれに違反したために、依頼された者がその事項について誤認をし、それによって保証人となった場合に、賃借人がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを賃貸人が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができます。

## ３ 賃貸人の情報提供義務

個人法人を問わず、保証人が主たる債務者から依頼されて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は保証人に対して、遅滞なく、主たる債務の不履行の有無、残額などの情報を提供しなければならないとされました。従って、賃貸人は保証人から請求があったときは、賃借人の賃料不払いの有無や額などを教えなければなりません。

(随想)

## 韓国平昌オリンピックに想う

センター会長 杉浦 正康

いよいよ韓国平昌でのオリンピック競技が始まり、連日テレビや新聞が日本選手団の活躍ぶりを熱く報じています。

今回は韓国での開催ということで北朝鮮がどのような反応を見せるか興味をもって見ていたのですが、案の定直前になって参加を表明し、種目によっては南北の混成チームを結成して臨むことになりました。韓国側の選手にしてみれば予定していた人が出られなくなってしまうということで不満が噴出したのですが、韓国の「文在寅」大統領の「高度の判断と要請」で決められたことですので何とか「南北統一」の形で進めることが出来て良かったと思います。

第2次世界大戦の結果として一つの民族が無理矢理南北に引き裂かれてしまったわけですから、本来であれば統一するチャンスがあればそれがどのようなことであれ一つの民族として行動を共にすることは喜ばしいことの筈なのです。しかし50年以上分断が固定化されて来たため素直に受け入れることが出来ない人が(特に若者の中で)多くなっているのもやむを得ないことでしょう。

しかし小生などは中学1年生の時に終戦を迎えると同時に「朝鮮」が南北に分断され、その後高校2年生の時には「朝鮮戦争」が勃発しその結果として分断が固定化されてしまったわけですので、朝鮮民族の悲劇に対しては最大限の同情の念を抱いています。私たちの年代の日本人は—たとえば小生の場合などは

小学校4年生の頃朝鮮半島から多分無理矢理家族と共に日本本土に移住させられたために転校してきた人たちと机を並べて一緒に勉強していたのですからなおさらです。

今回の平昌オリンピックで韓国の「文在寅」大統領が北朝鮮の選手達はもとより高官の来韓を受け入れたことは、南北関係の今後の融和のためにも、大きくは世界の平和のためにも将来大いに役立つであろう大英断だったと評価できると考えています。

アメリカでさえも「圧力は緩めないが、北朝鮮と対話する用意がある」と言っているときに、日本としては拉致問題も含めてなにがしかの独自の動きをしても良いと思うのですが……。特に万一アメリカが北朝鮮に対して軍事攻撃を仕掛けた場合われわれ日本人が無事ではあり得ないのですから。相当の犠牲を強いられることが予想される以上それを考慮した最良の方策を講じることを考えてもらわなければいけません。「先制的な軍事攻撃」を安易に口にすべきではなくもっと日本らしい有効な動きを考えてもらいたいものです。

北朝鮮が平昌オリンピックに急遽選手団を送り込んで来たことに対して「政治色云々」と批判する向きもありますが、世界の平和と安定の一里塚として歓迎するくらいの度量を持ちたいものです。ドイツは見事に統一を果たしました。隣国の朝鮮半島においても民族の分断という悲劇を少しでも早く終わらせるために多少なりとも貢献したいものです。

## 康友会ゴルフ同好会

### 第267回 例会成績

平成30年1月10日(水)

緑ヶ丘カントリークラブ

順位	氏名
優勝	日置 亨
準優勝	荒井 栄児
3 位	杉浦 康晴

他参加者 足立 文夫、古田 益三  
(順不同・敬称略)

## 訃 報

「康友会」相談役の吉見益男様が平成29年12月にご逝去されました。

ご生前のご厚情に深く感謝するとともに、ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

康友会事務局

### <次回開催>

平成30年4月11日(水)  
ナガシマカントリークラブ

## 3月、4月の税務・労務

### 3月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 15日◇平成29年分所得税の確定申告、  
確定損失申告書の提出及び納付  
◇平成29年分所得税の総収入金  
額報告書の提出  
◇所得税の青色申告の承認申請  
◇確定所得税額の延納の届出  
◇贈与税の確定申告及び納付  
◇財産債務調書の提出  
◇国外財産調書の提出  
◇個人住民税の申告  
◇個人事業税の申告  
◇個人の事業所税の申告及び納付
- 4月2日◇個人事業者の消費税・地方消費  
税の確定申告及び納付  
◇平成30年1月決算法人の確定  
申告、7月決算法人の中間申告、  
4月・7月・10月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇平成30年1月決算法人の事業  
所税申告及び納付

### 4月の税務・労務

- 2日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の開始(公示による)
- 10日◇源泉所得税の納付  
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出書の提出
- 5月1日◇土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦  
覧期間の終了(公示による)  
◇平成30年2月決算法人の確定  
申告、8月決算法人の中間申告、  
5月・8月・11月決算法人の  
消費税中間申告(400万円超)  
◇公共法人等の住民税均等割の申  
告及び納付  
◇固定資産税及び都市計画税第1  
期分の納付  
◇軽自動車税の納付  
◇平成30年2月決算法人の事業  
所税申告及び納付





# ご案内

● 康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成30年 3月 22日 (木)  
 平成30年 4月 17日 (火)  
 平成30年 5月 16日 (水)  
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】


平成30年 3月 22日 (木)

職員ふるさと紹介 ～江副奈奈 編～

福岡県 



隣の山口県名所の秋芳洞の写真です。近いこともあって私の地元の北九州でも人気の観光地です。洞窟内は約17℃で夏は涼しく、冬は暖かいので季節を問わず楽しめます。

☆表紙の写真募集☆ 

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

撮影された写真はもとより、陶芸や生け花 絵画など様々な作品を募集しております。(こちらから撮影に伺うことも可能です。)

自薦他薦は問いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。

◎休日のお知らせ

3 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

4 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

★税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香  
 特定社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで

 編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 近川純那 中島和人 小林浩子  
 加藤紀男 都築玲香 山田真義 張本美佳

「プライムツリー赤池」がオープンして3ヶ月になります。近くの住民としては便利になったのですが、日曜日の昼間の渋滞は相変わらずで、国道153号へ出る際には、地元の人なら知っている抜け道を利用します。また、テナントのスーパーが、夜になると惣菜類を割引販売することから、近くのお弁当屋さんの来客数が減少しているそうです。大型ショッピングセンターが地域に様々な影響を与えていることを実感します。

加藤 紀男